

(表紙)

檜葉町森林整備計画

福島県

檜葉町

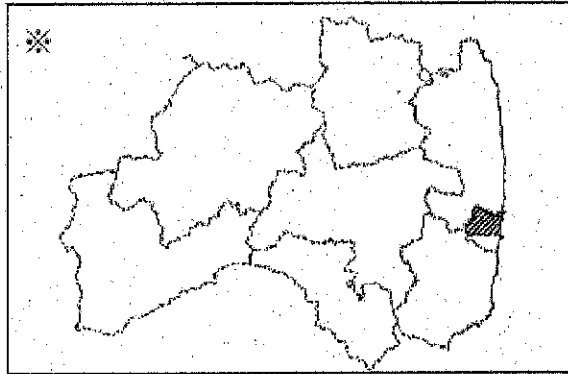
檜葉町森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和 15年 3月 31日

福 島 県
檜 葉 町

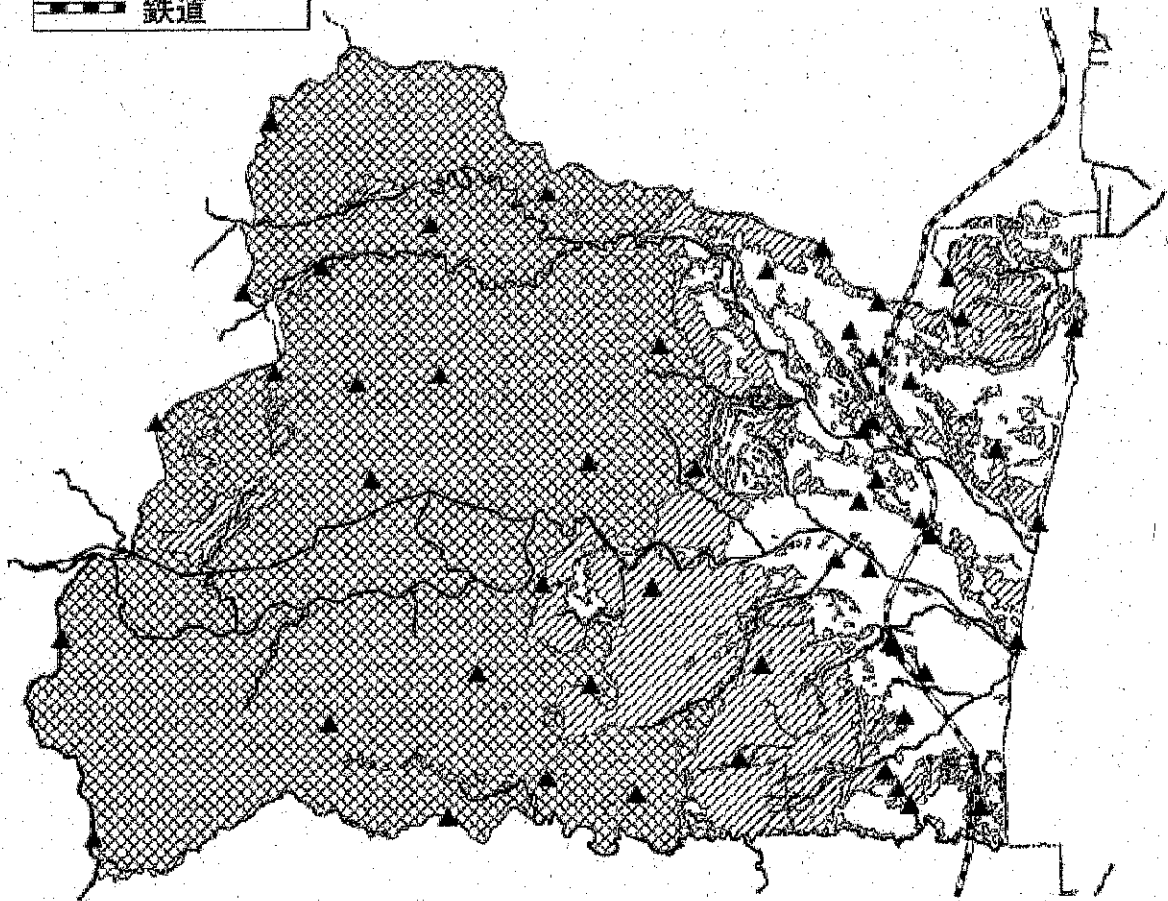


市町村位置図



凡例

- ▲ 山岳
- 河川
- - - 森林計画界
- - - 市町村界
- ▨ 民有林
- ▩ 国有林
- +— 鉄道



縮尺×8万5千分の1

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	21
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7	その他必要な事項	23

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は福島県東端太平洋岸のほぼ中央に位置しており面積 10,364ha を有している。地勢は東に太平洋、西には阿武隈山地が連なり、この阿武隈山地を源とした木戸川・井出川が町の中央を東西に流れ、太平洋に注いでおりその河川の両側がなだらかな傾斜の丘陵となって平坦地が農耕地として開け集落が形成されているが、面積の76%は山地で耕地面積は7%足らずの農村地帯である。木戸川上流部では多目的ダムとして木戸ダムが完成し、双葉郡内の5町の飲料水、工業用水を賄っている。

地質は山間部を阿武隈山地山裾の双葉断層が走り、双葉断層から太平洋にかけて新生代の第三紀上層部、第四紀の洪積層及び沖積層が分布している。

土壌については黄褐色系褐色森林土が大半を占める。

気候は年間を通じて比較的温暖な東日本型海洋性気候で冬でも殆ど積雪がないが、12月から翌年2月にかけて吹く北西の風は厳しく、年平均気温は平野部13℃となっている。降水量は年間平均1,400mm前後で、6月から9月にかけて比較的多い。

本町の森林面積は7,856ha(蓄積1,734千 m^3)のうち国有林5,891ha(蓄積1,117千 m^3)、民有林1,965ha(蓄積617千 m^3)となっており民有林が面積で25%、蓄積で31%を占めている。

これらの森林は林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、環境の保全等多面的な機能を有しており地域住民の生活と深く結び付いている。

本町の森林資源は、戦後営々として続けられた拡大造林の推進より、民有林における人工造林面積1,286ha、人工林率65%となった。また、人工林は35年生以下の若齢林が11%を占めており育成途上にあるこれらの森林の適正な整備を推進していくことが、緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経営費の上昇等に起因して、間伐・保育等が適正に実施されない森林が増加している。

このため、町、森林組合、森林所有者が一体となって計画的に間伐保有等の森林整備を積極的に進めることとし、その基盤になる路網整備や森林組合、林業関連事業体の育成、林業従事者の確保と養成を図り、森林整備の目標達成に努める。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(以下、「東日本大震災」という。)、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示解除準備区域の指定により、当町では立ち入り等が制限された。平成27年9月5日の国による避難指示解除により、住民は町内へ帰町出来ることとなったが、森林整備の停滞・特用林産物の出荷制限や風評被害などで、森林、林業及び、木材産業は未だ大きな被害を受けている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情

勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能維持増進森林

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能維持増進森林

原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能維持増進森林

林木の育成に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用

水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林

- (ア) 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、また、放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- (イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- (ウ) ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- (エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策や取水口・ため池等への流入低減対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩落の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林

- (ア) 災害に強い県土を形成する観点から、また、放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。
- (イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- (ウ) 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- (エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

- (ア) 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
- (イ) 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。
- (ウ) 生活圏への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能維持増進森林

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然環境や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林

- (ア) 町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
- (イ) 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- (ウ) 入林者等への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

オ 文化機能維持増進森林

史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林

- (ア) 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
- (イ) 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- (ウ) 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。

カ 生物多様性保全機能維持増進森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

なお、放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。

キ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供用する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図りながら、伐採による放射性物質の除去・低減対策を推進するとともに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり継続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

下表に示す林齢を基礎として、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数の林齢である。

基準

(単位：年)

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	その他 広葉樹
全域	45	50	40	55	15	65	20

注1) 標準伐期齢は、地域を通じた立ち木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

注2) その他広葉樹は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。
 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐

採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等について、保残等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないように努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ、ブナ類	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、檜葉町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	〃	3,000	
アカマツ クロマツ	密仕立て	4,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	〃	4,000から10,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、檜葉町の林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

(注3) 成長に係る特性が特に優れているとされる特定苗木を用いた場合で、コンテナ苗を用いた一貫作業システム等の植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり、従来よりも早期に成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切

	<p>な所に集積し、棚積等を実施する。</p> <p>○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>
植付けの方法	<p>○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p>
植栽の時期	<p>○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

区分	樹種名	備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹種	期待成立本数
コナラ・クヌギ等	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採後3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細について、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとしします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地 (スギ・ヒノキ林)	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4. 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5. その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

また、放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。きのこ原木林再生のため放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進します。

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に

優れている特定母樹から生産した特定苗木の供給を推進します。

イ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回	3回	4回	5回		
スギ	中仕立	3,000	19	25	32	40	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年を目安に行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</p>		
ヒノキ	〃	3,000	19	25	32	40			
アカマツ クロマツ	密仕立	5,000～ 10,000	17	21	26	32			39
カラマツ	中仕立	2,500	16	21	26	31			40

間伐とは、林冠が隣合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠粗密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考	
		1年	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	15	16	17	20			25

下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	○ ○ ○ ○	◎ ◎ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○													雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局部的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとするまた、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ									○ ○		○ ○								下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ							○ ○			○ ○		○ ○							下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
枝打ち	スギ ヒノキ							○ ○				○ ○		○ ○						経営の目的、樹種の特徴、地位及び地利等を考慮して行う。

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

(2) 上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内(前期5年間)において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	その他 広葉樹
全域	55年	60年	50年	65年	25年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(7) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする
長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	その他 広葉樹
全域	90年	100年	80年	110年	30年	130年	40年

(4) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」と

して定めるものとする。

- ①地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適正な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行なうなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の状況は農家林家が大半を所有し、その他公有、会社所有、各種団体所有となっている。経営規模の実態は林家総数414戸の内5ha以下の零細所有者が89.1%を占め、計画的な施業や自力での経営を改善することが困難な状況にある。

今後は、計画的な保育管理と経営コストの低減を図るため森林施業の集約化を促進することとし、県、町、流域林業活性化センター、森林組合等により、森林経営計画の策定や施業実施協定の締結を進める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業労働者の確保と林業技術の向上に努めながら、森林施業実施の中核的役割を

果たす森林組合の育成強化を図る。

特に管理されていない森林や不在町所有森林等について施業実施協定の締結を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	23以上	62以上	85以上
	(架線系作業システム)	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	(車両系作業システム)	16以上	44 (34) 以上	60 (50) 以上
	(架線系作業システム)	16以上	4 (0) 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5以上	0以上	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	グダ水無	グダ水無	1,704	72	—	1	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	ハネ合 センベイ	ハネ合 センベイ	2,000	43	—	2	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	南作	南作	884	61	—	3	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	袖山	袖山	557	12	—	4	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	石名坂1号	石名坂 1号	921	64	—	5	

注1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄に（ ）を付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

9 () が付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう施工者は適正に管理すること。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

雇用関係の明確化や各種社会保険への加入を積極的に促進するなど、林業従事者の就業条件の改善を図る。

また、事業主と林業就業者を通じた安全衛生意識の高揚を図るとともに、作業現場の安全巡回指導の実施や職場環境等の整備を促進し、労働安全衛生の確保と生産基盤の整備等に努める。

さらに、林業就業者の機能の向上を推進するとともに、高度な技術・技能を有する人材の養成に努めるものとする。

また、林業事業体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止ガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業生産性を向上させ低コスト林業を推進するとともに、労働強度の軽減を図るため高性能機械を利用した作業システムの導入を推進する必要がある。

このため、伐出用、育林用機械の開発状況や実用化の進展状況を踏まえつつ、地域の資源状況と自然条件、路網の整備状況等を総合的に勘案しながら、地域に適した林業機械に作業システム化を推進する。

また、機械作業の宣伝普及、林業機械オペレーターの養成を推進し、高性能林業機械作業システムを効率的に稼働させるための林道等路網の整備を図る。

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	全流域	チェーンソー	チェーンソー

造材 集材	(緩傾斜)	林内作業車	林内作業車、プロセッサ
	全流域 (急傾斜)	チェーンソー 集材機 林内作業車	チェーンソー、林内作業車 集材機、タワーヤード グラップルソー
造林 保育等	地擦え、 下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打	ナタ	リモコン自動枝打機、ナタ

注1 作業の種類欄には、必要に応じて伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被曝低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

原木の流通拠点である市場、いわき木材流通センター及び流域林業活性化センターとの連絡調整を取りながら素材生産者、木材加工業者が、民有林、国有林が一体となった原木の安定供給の確保を図ることも合わせて流通の合理化に努める。

また、木材加工施設の低コスト化、高度化を図るため精度の高い加工機械、人工乾燥機等の導入による設備の近代化を促進し、広域的に整備されたプレカット工場を含めた木材製品の一貫した供給体制の整備を進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	大字井出 字木屋	1,486㎡	1				
製材工場	大字井出 字木屋	910㎡	2				
製材工場	大字北田 字鐘突堂	330㎡	3				

注1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等、流通施設については、原木市場、貯木場等、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項
特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は、別表4のとおり。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地 区	森林の区域・区分		備 考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	

檜 葉	1 5 (56,64,66,97) 2 9 (163-165)	2 (114,115,117-123)、 1 4 (83,86,96,98,100,103,106,117,12 5,127,128,135,138,152,171,174,181,1 85,231,232,235,238,251,254,267-259, 261,269,270,273-275,284,286-292,30 4-307,310,312,314,318,324-331,333, 334,337,338,340-373,375,377,379,38 1,383,385,387,389,391,393,395-413,4 27,429,431,433,435,437,439,441,443, 446,448,452,462,464,469,470,474,48 4,487,489,490,492,494,496,498,499,5 05)、 2 9 (131-134,137)
-----	------------------------------------	---

注) 病害虫のまん延のため緊急に討伐駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全化を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病害虫や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進していくこととします。

また、林野火災や気象被害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V. その他森林の整備のために必要な事項

1. 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32	586.43

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2. 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
健康増進施設	天神岬	A=10ha	1	

注1 施設の種類の欄には、集落広場、用排水施設、健康増進施設等、その他名称を記載する。

注2 対図番号欄に1から一連の番号を記載する。

3. 森林整備を通じた地域振興に関する事項

生活環境施設の整備計画に掲げられている天神岬は、近年の森林レクリエーションの高まりから保健休養機能の高度な発揮が求められている。

このため、アカマツ林を主体とする当公園は、松くい虫の被害拡大を防止し、景観を整備するために広葉樹を導入し、快適な森林環境等の保全、創出を図る。

4. 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現状 (参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

注1 施設の種類の欄には、「〇〇の森」というような大枠な施設の名称を記載す

- る。
- 2 位置欄には、集落名等を記載するとともに、必要に応じて檜葉町森林整備計画概要図に図示する。
- 3 規模欄には、2の全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場等の具体的施設名とその規模を記載する。
- 4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町有林等の除伐、間伐等の木材を利用し炭焼き体験を実施し、資源の循環利用について普及する。

また、町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、緑化推進事業等への参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

木戸川は双葉郡内5町の重要な水源であり、その上流部には木戸ダムが完成し平成20年4月の供用開始に合わせ双葉地方水道企業団より5町へ水道用水、工業用水が供給されている。また、木戸川、井出川両河川の下流では漁業協同組合によるサケの捕獲や稚魚養殖等が行われている。

このようなことから、上下流の住民団体や漁業協同組合等、更には、隣接町村が一体となって、水源のための森林造成に積極的に協力してもらえるように働き掛ける。

(3) その他

本町の住民が、森林づくりへ積極的に参加できるよう、高密度林道、作業路、休憩施設等の整備を行う。

また、ボランティア団体等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、町として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業

区域	作業種	面積	備考

注 必要に応じて、付属資料の檜葉町森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の制限林における施業に関する事項

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとする。

(2) 森林施業の技術及び普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

本町における松くい虫被害面積は、年々減少傾向にあるが予断を許さない状況にある。今後も、森林資源として重要な松林を維持し、自然環境並びに生活環境の保全を確保するため、未被害地への被害拡大と保全すべき松林の防除措置を重点的に実施して被害の沈静化を図る。

このような状況から、森林組合を中心に森林病虫害防除事業により被害木の伐倒
駆除を実施することにより、被害地の拡大防止に努めているところであり、地域住
民等に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努め
ることとする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9 (145-147,173,178,195,224-226,231,232) 1 2 (61-67,69-140,142-147,149-150,152,154,170,280-295,323,325,326,329,330,373,374,376,422,424,426-454) 1 4 (2,3,6-52,55-57,60,61,65-108,110-135,137-193,195,196,199-265,306-343,358-371,397-399,402-404,444,517-519,526-556,559,561,570-584,586-619,622-634,636-638,640,641,650,651,654,658,659,661-663,665-674,678,679) 1 5 (1-90,92-126,128-162,164-300,302-333,336-362) 1 6 (1-52,54-67,70,71,73-81,83,84,86,87,89,90,92-94,96-98,100,101,103) 1 7 (1,5-18,21,23-28,30-32,34,38-75,78-102,105-118,120-123,125-131,134-140,142,143,146-148,150-152,154,157,163,164,173,174,176,177,179,181,182,185-206,213,214,217,218,228-230) 1 8 (6,7,13,15)	433.92
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9 (236,237,262-265) 1 1 (1-3,14,17,18,34-38,46,63,207) 1 2 (162,164) 1 4 (99,131-134,193,234,235,533,534,538,539,541) 1 5 (5-15,59) 1 7 (70-75,78,105-118,120-123,134-137,139,140,142,143,146,147,150,186,187,193-203,205) 2 0 (56-63,72,75,93) 2 3 (35,48) 2 5 (104,132,138,147,149-155,157,159,161,164,165,178) 2 9 (11,201,203,205,207,209) 3 0 (145,148) 3 1 (219) 3 2 (92)	65.33
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 (85,92,93,95,108,111,118,136,151,158,169)	6.91

	2 9 (180-184) 3 1 (92-94,96,98,99,200,202,203) 3 2 (2,4,11,51)	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 (111,136,146,148,150,151,158,169) 1 8 (2-5,17,18) 1 9 (51,55,57,60,64) 2 0 (95-103) 2 9 (180-184) 3 1 (92-94,96,98,99)	51.16
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0.00
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	町内一円	1,966
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		

※森林の区域の記載については、付属資料の檜葉町森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

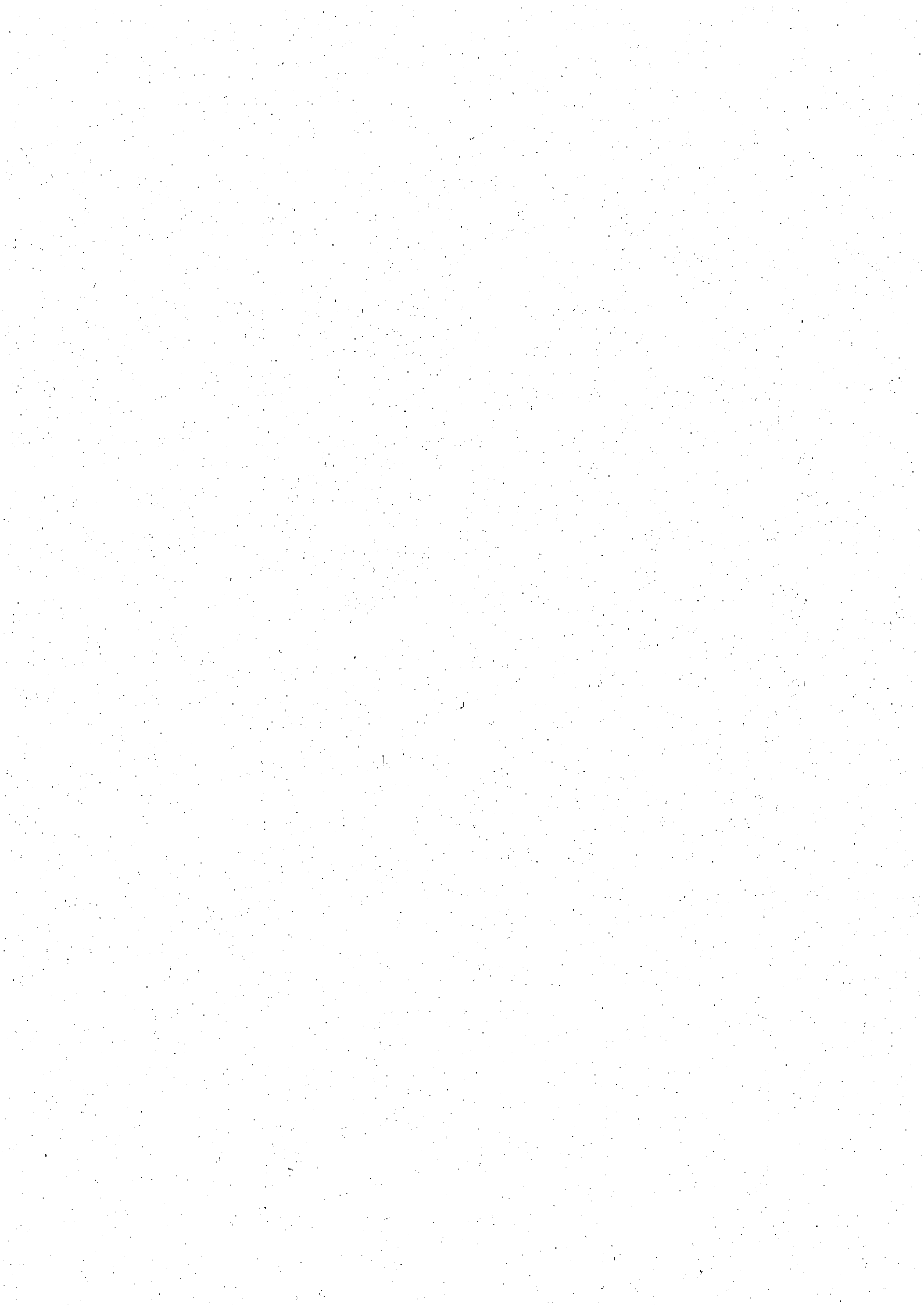
【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	433.92
長伐期施業を推進すべき森林		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51.16
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	65.33
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6.91
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			0.00

【別表 3】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策地区実施計画で策定した松を主体として保全する森林)

地 区	森林の区域・区分		備 考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
檜 葉	山田岡外 1 (95,120) 1 (103,118,136) 1 (150,154) 2 9 (180-184) 上小墻 1 5 (10,12)	山田岡外 1 (62-65,67,75,76,89-9 1,94,98,100,102,129,13 0,145,146,148,153,161- 163,166,168,169) 2 9 (124,125,127-129,1 53-156,172,174,175,177, 216-221) 3 1 (5-17,55-66,68-83, 85-88,176-188) 3 2 (6,34-50) 上小墻外 1 4 (41,46,49,54,59,13 9,144,145,148,152,154, 158,164,166,167,190,19 2,221)	



2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	8,188 (100.0)	4,061	4,127	1,242	670	572	1,239	642	597
	22年	7,700 (94.0)	3,732	3,968	1,021	522	499	1,107	568	539
	R2年	3,710 (45.3)	2,147	1,563	259	132	127	345	222	123
構成比 (%)	17年	100.0	49.6	50.4	15.2	8.2	7.0	15.1	7.8	7.3
	22年	100.0	48.5	51.5	13.3	6.8	6.5	14.4	7.4	7.0
	R2年	100.0	57.8	42.1	6.9	3.5	3.4	9.2	5.9	3.3

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	1,374	694	680	2,347	1,245	1,102	1,986	810	1,176
	22年	1,200	606	594	2,377	1,219	1,158	1,995	817	1,178
	R2年	493	312	181	1158	742	416	1455	739	716
構成比 (%)	12年	16.8	8.5	8.3	28.6	15.2	13.4	24.3	9.9	14.4
	17年	15.6	7.9	7.7	30.8	15.8	15.0	25.9	10.6	15.3
	R2年	13.2	8.4	4.8	31.2	20.0	11.2	39.2	19.9	19.2

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業 うち木材・ 木製品製造業	第3次産業	
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	17年	3,984	315	12	5	332	1,422	130	2,230
	22年	3,595	222	14	8	244	1,211	8	2,140
	R2年	1,680	60	4	3	69	472	21	1088
構成比 (%)	17年	100.0	7.9	0.3	0.1	8.3	35.7	3.3	56.0
	22年	100.0	6.2	0.4	0.2	6.8	33.7	0.7	59.5
	R2年	100.0	3.5	0.2	0.1	4.1	28.0	1.2	64.6

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	17年	10,345	605	480	119	6	1	0	-	20	7,863	7,863	0	1,857
	22年	10,345	596	459	134	3	1	0	-	31	7,729	7,729	0	1,989
	R2年	10,364	214	169	45	1	1	0	-	13	7,778	7,778	0	2,339
構成比 (%)	17年	100.0	5.8	4.6	1.1	0.1	0	0	-	0.2	76.0	76.0	0	18.0
	22年	100.0	5.8	4.5	1.3	0	0	0	-	0.3	74.7	74.7	0	19.2
	R2年	100.0	2.0	1.6	0.4	0	0	0	-	0.1	75.0	75.0	0	22.5

- (注) 1. 資料：農林業センサス累計統計書＜平成17,22年,令和2年＞
 ※林野面積は磐城地域森林計画書による。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積 (ha)

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2年	66	35	2	9	-	16	4
12年	69	53	-	8	-	8	-
22年							

- (注) 1. 資料：2000年世界農林業センサス林業地域調査結果報告書
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	人工林率(B/A)
	7,851ha	100%	ha	ha	ha	%
国有林	5,885	74.9		2,976.05	2,755.52	50.6
計	295	3.7	295	229	74	77.6
都道府県有林	18	0.2	18	18	0	100.0
市町村有林	277	3.5	277	211	74	76.1
財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	1,671	21.1	1,671	947	533	56.6

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	55年	1,739	1,596	143	23	120
	2年	1,834	1,598	236	116	120
	12年	1,658	1,545	113	69	44
構成比 %	55年	100	91.8	(100)	(16.1)	(83.9)
	2年	100	87.1	(100)	(49.2)	(50.8)
	12年	100	93.2	(100)	(61.1)	(38.9)

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 構成比()は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積 (年 月 日現在)

齢級別	総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
区分												
民有林計	1,897ha	31	24	10	42	55	37	51	29	103	81	1,434
人工林計	1,286	23	8	5	16	43	28	29	21	89	48	984
主要樹種別 面積	504			1	4	13	6	8	7	59	29	377
	657	23					1		2	9	19	603
天然林	611	8	24	5	26	30	9	10	22	32	55	450
(備考)												

- (注) 1. 地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数			
～1ha		10～20ha		50～100ha
1～5ha	6	20～30ha		100～500ha
5～10ha	3	30～50ha		500ha以上
				総数
				9

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	17	21.6	
うち林業専用道	1	1.0	

- (注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限って計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	—	

- (注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限って計上する。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		32,219
内 訳	第1次産業	195
	うち 林業 (B)	11
	第2次産業	18,059
	うち 木材・木製品製造業 (C)	0
第3次産業	13,880	
B + C / A		60.5%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数量を記載する。

(資料：市町村民経済計算年報 2019)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(2020年現在)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	13	316	1,001,632
うち 木材・木製品製造業 (B)	0	0	
B / A	0.0%	0.0%	%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(令和5年1月27日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち 作業員数	
森林組合				
生産森林組合				
素材生産業				
製材業	1	1		
森林管理署	2	4	2	磐城森林管理署 竜田・木戸森林事務所
...				
合計	3	5	2	

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による寄与機
自走式搬器							リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー							
スキッド							伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
合計							

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産状況

	素 材	チップ	苗 木	ナメコ
生産量	m ³	m ³	千本	kg
生産額(百万円)	—	—	—	—

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

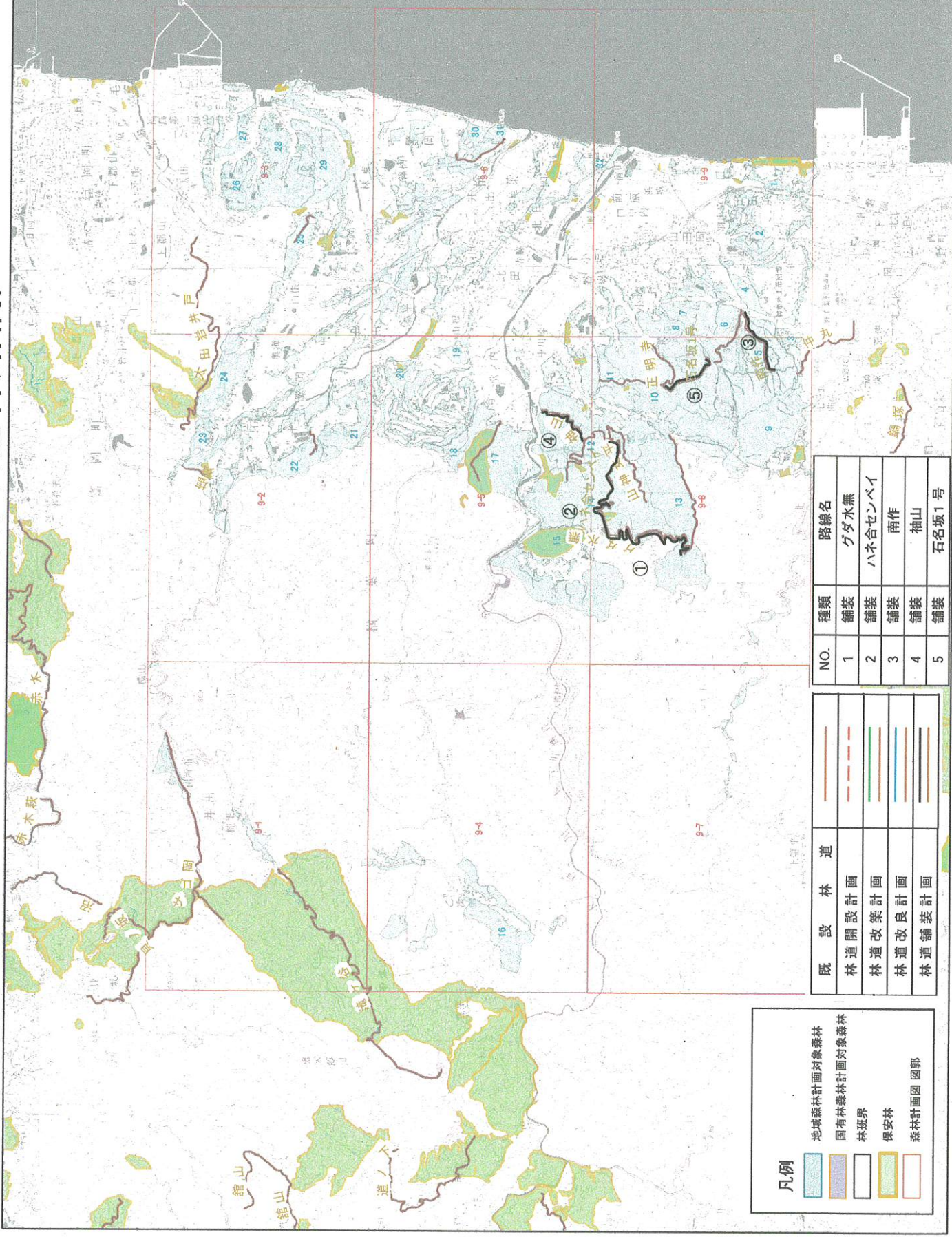
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無

- (注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

(11) その他必要なもの

檜葉町森林整備計画概要図(基幹路網)



凡例

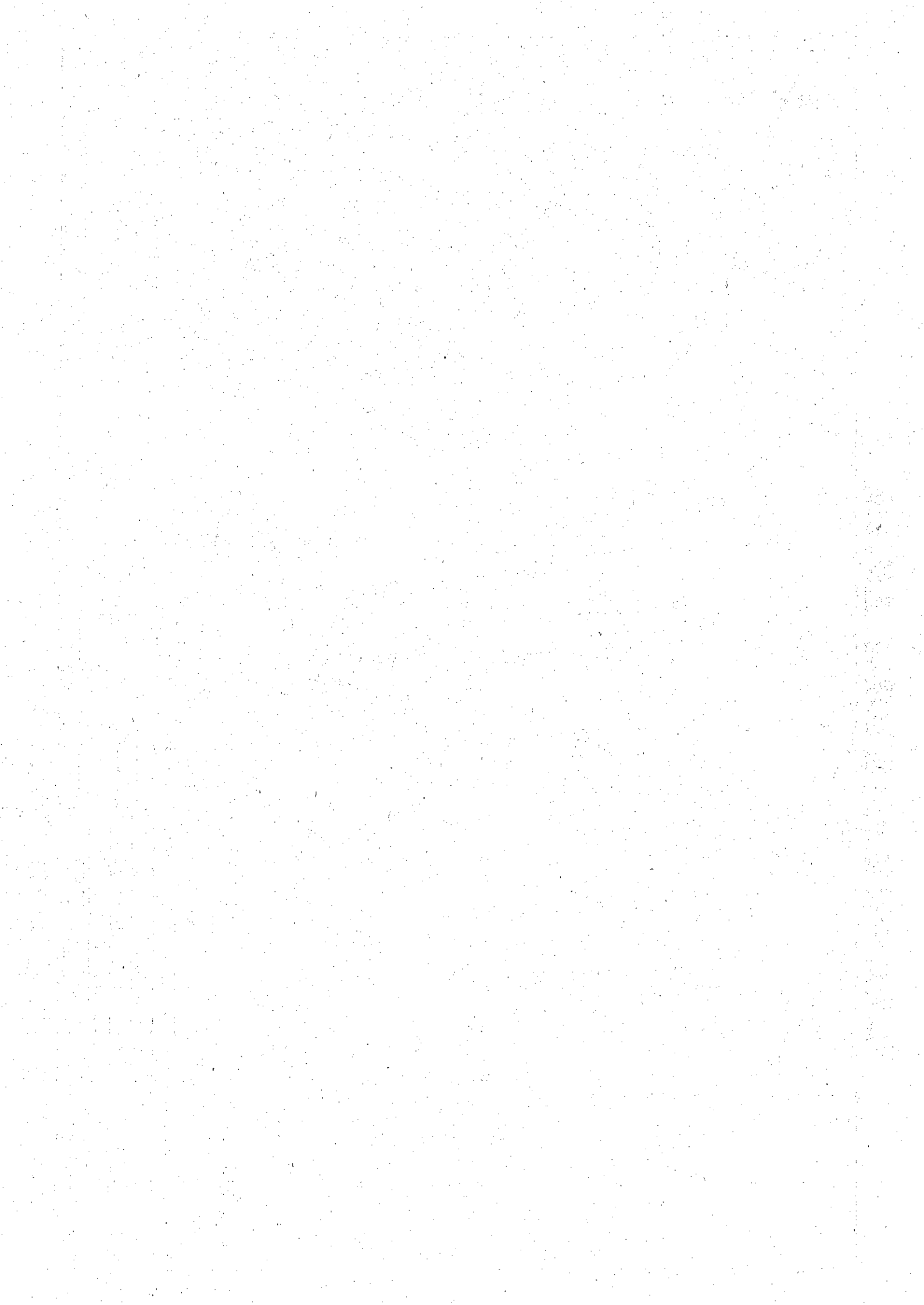
	地域森林計画対象森林
	国有林森林計画対象森林
	林班界
	保安林
	森林計画図 図部

既設	林道	種類	路線名
	林道開設計画	舗装	グダ水無
	林道改良計画	舗装	ハネ合センパイ
	林道舗装計画	舗装	雨作
		舗装	袖山
		舗装	石名坂1号

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像) 地形図を複製したものである。(複製番号 平20第17号)

注：森林位置図は林業行政の推進に供するための資料で、土地に関する権利について証明するものではありません。また、この図面を複製する場合には事前に申請・承認が必要となります。

1:50,000



公益的機能別施業森林 区域図

